

令和8年度ニホンジカ生息実態調査業務委託仕様書（案）

静岡県（以下「甲」という。）を委託者とし、（以下「乙」という。）を受託者として令和8年 月 日付けで締結した令和8年度ニホンジカ生息実態調査業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

第1 委託業務名

令和8年度ニホンジカ生息実態調査業務委託

第2 調査データの帰属

本委託業務で得られた調査データは、すべて甲に帰属する。

第3 委託業務内容

ニホンジカの生息頭数を明らかにし、また、捕獲による個体数削減効果について評価するため、伊豆地域、富土地域及び富士川以西地域において糞粒法によるニホンジカの生息密度調査等を行う。

詳細な作業内容は以下のとおりとする。

1 生息密度調査（糞粒法）事前調査

(1) 調査地の選定

- ・調査地は、別添「令和8年度ニホンジカ生息密度調査業務委託 調査地位置図」及び甲が指定した範囲の中から以下の条件により選定すること。
- ・原則として、令和7年度当該業務報告書にて休止と判断した地点を除き、令和6年度当該業務で調査した地点とすること。
- ・上記調査地について、皆伐等により調査地を変更する必要がある場合は、甲と協議の上、再選定すること。再選定の場合、元の調査地の近隣かつ類似条件の場所に調査地を選定すること。
また、原則として、1メッシュ（国土地理院の3次メッシュ。1km四方）内に複数調査地が設定されないように選定すること。さらに、隣接する調査地と1メッシュ以上隔てたメッシュに選定すること。
- ・再設定の際には、各調査地の位置を25,000分の1地形図に記録し、駐車位置から調査地までの位置がわかるスケッチを添付すること。

(2) 調査ラインの設定

- ・各調査地では、既存の調査ラインを使用すること。調査ラインの中心点及び端点に打ち込まれている鋏ネクタイを付けた金属の鋏が消失している場合は、別途甲が提供する調査地点案内図を基に復旧すること。
- ・再設定の調査地においては、別添「糞粒法調査ユニットの設定方法」のとおり、調査ライン（基本2列）を設定するものとする。また、調査ラインの中心点及び端点には、地権者の承諾を得た上で、鋏ネクタイを付けた金属の鋏を打ち込むこと。
- ・優占する樹種に樹皮剥ぎが認められた場合は、樹種と被害率を記録すること。

(3) 調査ユニット及び調査プロットの設定

- ・別添「糞粒法調査ユニットの設定方法」のとおり、2m×2mの正方形の調査ユニット（4㎡）を30ユニット設定すること。
- ・調査ユニットは、調査ライン上で10mおきに設定し、1列当たり15ユニットを基本とする。
- ・調査プロットは、1つの調査ユニットを4分割した1m×1mの正方形（1㎡）とし、調査ライン左上から時計回りにNo. 1、2、3、4とナンバーをつけて管理、整理をすること。
- ・1調査地は、30調査ユニット、120調査プロット（120㎡）から構成するものとする。

- ・調査ユニットごとに、斜面方位、傾斜度（スラントを調査枠にあてて測定）、位置（尾根、谷、沢、斜面上・下部、平坦地、その他）、立木本数、岩の有無、倒木の有無について記録すること。特に、ササ等下層植生については、量的な状況（有り、葉なし、全てなし、少ない、多い）を記録すること。
 - ・各調査地において、おおむね5つのユニットの様子をデジタルカメラで撮影して画像を提出すること。
- (4) 糞の除去
- ・設定した調査ユニット及びその周辺のニホンジカの糞を除去すること。
- (5) サンプル糞の設置
- ・各調査地で糞の消失率を求めるため、1調査地につき1箇所のサンプル糞を設置すること。
 - ・調査ライン周辺で調査ユニットに重ならない箇所において、排泄間もない新鮮な糞50粒をサンプル糞として、A4版サイズ程度の範囲に設置すること。
 - ・設置する糞は、調査地周辺で採取することとするが、調査地周辺での採取が困難であった場合は、別の調査地等で採取した糞を代用してもよい。ただし、基本的に同一地域個体群のものを使用し、代用した旨を記録すること。また、採取後、遅くとも翌日には設置すること。
 - ・調査期間中、ニホンジカの排泄により、新たな糞がサンプル糞に加わるのを防ぐため、設置したサンプル糞の周囲50cm四方に長さ150cmの園芸用の支柱を設置すること。園芸用の支柱は、土中に30cmほど差し込んで立てた後、上端はまとめて1辺約50cmの四角形を底辺とする高さ110cmほどの四角錐型にすること。
 - ・各調査地において、サンプル糞設置後の状況をデジタルカメラで撮影して画像を提出すること。
- (6) その他
- ・高標高の調査地は、生息密度調査（糞粒法）時に雪が溶けない危険があるため、北側斜面に設置することを避けること。
 - ・調査中にニホンジカを目撃した場合には、その場所、頭数とともに、性別（オスジカの場合は角の枝分かれ数）、成獣・幼獣等可能な限り詳細な記録をとること。また、ニホンジカ以外の野生動物を目撃した場合や痕跡を発見した場合には、種名に加え可能な限り詳細な記録をとること。
 - ・鳥獣保護区以外での調査はできる限り平日に実施すること。また、調査中は、明るく目立つ服装にし、さらに音楽を流すなどして調査者の存在を周囲に知らせること。
 - ・林内が暗くなってくると、糞と小石の区別が困難になるなど、調査精度、作業効率が低下するので、できる限り早い時間から調査を開始すること。

2 生息密度調査（糞粒法）

(1) 実施時期・人員

- ・調査地点における調査の順番は甲と協議の上で決定すること。
- ・事前調査から必ず60日以上経過してから生息密度調査を実施すること。
- ・原則として、その調査地の事前調査に参加した人のうち少なくとも1人が、同じ調査地の生息密度調査を行うこと。

(2) 調査プロット内の糞の調査

- ・事前調査で設定した調査ユニットにおいて、中心点や端点をもとに調査プロットに重なるように1m四方の調査枠を置き、地表面の落葉等を注意深く除去しながら、枠内にあるニホンジカの糞の数を記録すること。その際、間違ってもノウサギ、カモシカ等の糞を含めないよう注意すること。
- ・各調査地において、おおむね5プロットを目安に、糞粒の計測前の状況をデジタルカメラで撮影して画像を提出すること。また、100粒以上の糞塊については、カモシカの糞塊と判別するため、スケールを入れて全体をデジタルカメラで撮影して画像を提出すること。
- ・糞の調査にあたっては、糞粒法等ニホンジカの痕跡調査経験者を各地域1名以上配

置すること。

(3) サンプル糞の調査

- ・消失率算出用に置いたサンプル糞の残存粒数を数え、消失率を算定すること。
- ・サンプル糞の残粒状況をデジタルカメラで撮影して画像を提出すること。

(4) 生息密度の算出

- ・調査データの取りまとめ、生息密度推定のためのデータ入力、生息環境情報の整理を行うこと。
- ・生息密度調査で得られた糞数とサンプル糞の消失率をもとに、Taylor and Williams(1956)の密度推定プログラムを用いて、各調査地のニホンジカの生息密度を算出すること。
- ・生息密度調査結果については、令和9年2月中旬までに報告すること。ただし、必要に応じて甲に速報を提出すること。

(5) その他

- ・調査中にニホンジカを目撃した場合には、その場所、頭数とともに、性別（オスジカの場合は角の枝分かれ数）、成獣・幼獣等可能な限り詳細な記録をとること。また、ニホンジカ以外の野生動物を目撃した場合や痕跡を発見した場合には、種名に加え可能な限り詳細な記録をとること。
- ・鳥獣保護区以外での調査はできる限り平日に実施すること。また、調査中は、明るく目立つ服装にし、さらに音楽を流すなどして調査者の存在を周囲に知らせること。
- ・林内が暗くなってくると、糞と小石の区別が困難になるなど、調査精度、作業効率が低下するので、できる限り早い時間から調査を開始すること。

3 植生調査

(1) 調査時期

- ・7月～9月に実施すること。

(2) 調査コドラートの設定

- ・甲が選定した調査地のうち、伊豆地域で10地点、富士地域で6地点、富士川以西地域で8地点の計24地点でコドラートを設定すること。
- ・上記調査地について、現地の状況等により調査地を変更する必要がある場合は、甲と協議の上、再選定すること。
- ・コドラートは、落葉広葉樹林内で、かつ林縁から10m以上内側になるよう設定すること。
- ・コドラートの中心点に金属鋏を打ち込むなど、次年度以降もコドラートの位置を把握できるようにすること。具体的な対応方法は、別途、甲と協議すること。ただし、現地の状況等により、調査地を変更する必要性が生じた場合は
- ・コドラートの様子をデジタルカメラで撮影して画像を提出すること。

(3) 調査・解析

- ・別添「植生調査について」のとおり、植生調査を実施すること。調査項目は、①被度（高木・亜高木層、低木層、草本層、ササ）、②下層植生の植被率、③下層植生における優占種の種名並びに不嗜好性植物の種名及び出現度合い、④地表層の被覆度、土壌浸食の有無、⑤剥皮・食痕・獣道等のニホンジカの生息痕跡とする。

4 打合せ協議・報告書作成

(1) 打合せ協議

- ・着手時に1回、中間2回、業務完了時に1回行うものとする。
- ・なお、内容については、打合せ協議記録簿（任意様式）を作成し、その都度3部を提出すること。

(2) 生息密度分布図（IDW法）等作成

- ・GISによる作図技術（IDW法）を用いて、調査結果から密度分布図を作成するとともに、令和7年度の生息密度をもとに、生息密度増減図を作成すること。
- ・甲が乙に提供する令和7年度の生息実態調査の結果をもとに、令和7年度から令和

8年度にかけた密度変化図を作成すること。

(3) 報告書作成

- ・第3の1～3に係る調査等の結果を取りまとめの上、報告書を2部（電子データを添付）提出すること。
- ・作成図面の提出形式は下表のとおりとする。

<作成図面一覧>

No	作成図面	作成地域	提出形式
1	ニホンジカ生息密度分布図 (R 8年度末時、IDW)	伊豆地域	PDF、TIF
		富土地域	PDF、TIF
		伊豆・富土地域	PDF、TIF
		富士川以西地域	PDF、TIF
		静岡全県	PDF、TIF、GeoTIF
2	ニホンジカ生息密度増減図 (R 7－R 8、IDW)	伊豆地域	PDF、TIF
		富土地域	PDF、TIF
		伊豆・富土地域	PDF、TIF
		富士川以西地域	PDF、TIF
		静岡全県	PDF、TIF、GeoTIF
3	ニホンジカ密度変化図 (R 7－R 8)	伊豆地域	PDF、Word
		富土地域	PDF、Word
		富士川以西地域	PDF、Word

5 その他・様式

- ・乙は、業務遂行上の問題点について、甲の指示を受けること。
- ・委託業務に関する書類の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|--|-------|
| (1) 契約書第5条に定める委託費（前払金）請求書 | 様式第1号 |
| (2) 契約書第12条に掲げる指示、報告、承諾及び協議
並びに提出に係る指示・報告・承諾・協議・提出書 | 様式第2号 |
| (3) 契約書第13条に定める委託業務実施（変更）計画書 | 様式第3号 |
| (4) 契約書第15条に定める業務代理人通知書 | 様式第4号 |
| (5) 契約書第19条に定める委託業務完了報告書 | 様式第5号 |

様式第1号

(前 金 払) 請 求 書

金 円也

ただし、令和8年度ニホンジカ生息実態調査業務委託に対する委託費として、契約書第5条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 様

所在地
名 称
代表者

口座振込先金融機関名
口座種別 No.

(注) 押印しない場合には、以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名
連絡先

様式第 2 号

指示 ・ 報告 ・ 承諾 ・ 協議 ・ 提出 書			
業 務 番 号			
委託業務の名称	令和 8 年度ニホンジカ生息実態調査業務委託		
契 約 金 額	千 円	履 行 期 間	年 月 日～ 年 月 日
<p>下記のとおり 指示 ・ 報告 ・ 承諾 ・ 協議 ・ 提出 する。 願いたい。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">契約担当者名 監督員名 受注者名 業務代理人</p>			
<p>上記について、 承諾 ・ 受理 する。 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">契約担当者名 監督員名 受注者名 業務代理人</p>			

委託業務実施（変更）計画書

1 業務の概要

委託業務名 令和8年度ニホンジカ生息実態調査業務委託

業務委託料 ￥ _____ ー

契約年月日 令和 年 月 日

履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 業務内容

項目	調査等の内容（具体的に記載）

3 実施計画

業務内容	数量	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

上記のとおり提出します。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

住 所
受託者 商号又は名称
氏 名

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名
連絡先

様式第4号

業務代理人通知書

1 委託業務の名称

2 契約年月日 年 月 日

3 業務代理人の職名氏名

職名	氏名	経歴等（又は備考）

上記のとおり業務代理人を定めたので、令和8年度ニホンジカ生息実態調査業務委託契約書第15条第1項の規定に基づき通知します。

年 月 日

発注者 静岡県知事 様

受注者 住 所
商号又は名称
役職・氏名

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

連絡先

糞粒法調査ユニットの設定方法

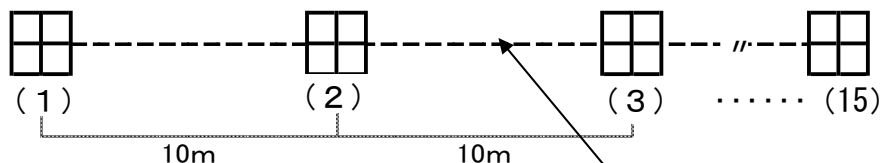
- 各調査地における調査ラインは、広葉樹林内、針葉樹林内のいずれかに設置し、異なる林相をまたいで設定しないこと。
- おおむね等高線に沿って調査ラインを設定すること。調査ラインと自動車の通行可能な道路との距離は30m以上空けること。さらに、片側1車線以上の舗装道とは50m以上距離を空けること。
- 調査ラインは、林縁から常に10m以上内側になるよう設定すること。
- 調査ライン上に10mおきに調査中心点を設定し、調査ライン上の調査ユニットの中心点の前後1mに調査端点を設置すること。
- 中心点や端点が立木に当たる場合は、それを避けるための最小限の移動を認める。ただし、3つの点は1直線上にあり、間隔も1mを保つこと。また、立木には鋏を打ち込まないこと。
- 調査ライン上に10mの間隔で調査ユニットを30ユニット設定すること。ただし、2列では前述の条件を満たすことのできない調査地では、調査ラインを1列または3列にすることを認める。
- 生息密度調査のために、調査ラインの最初と最後の調査ユニットの近くに目立つ色のテープなどでマーキングしておくこと。その際、立木を傷つけたり、立木にスプレーなどを使ってマーキングしないこと。
- GPS機器の利用が可能な場合には、調査ライン上の最初と最後の調査ユニットの中心点の緯度経度を記録すること。GPS機器の利用が不可能な場合には、地図等から調査地の緯度経度を求めること。

1 調査地：30 調査ユニット 120 調査プロット

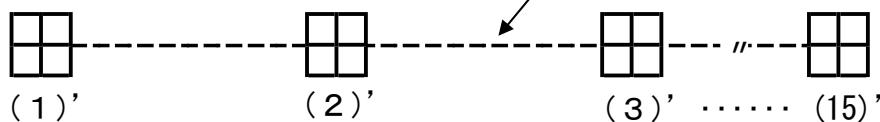
等高線に沿って約10m間隔の調査ラインを1～3列（基本2列）設置し、各ライン上に10m間隔で調査ユニットを設定する。

【2列の場合のイメージ】

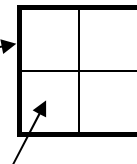
1列目：
(15 調査ユニット)



2列目：
(15 調査ユニット)



調査ユニット
(2 m × 2 m)



調査プロット (1 m × 1 m)



調査ライン

10m

10m

植生調査について

調査項目	①被度（高木・亜高木層、低木層、草本層、ササ） ②下層植生の植被率（植被ランクも含む） ③下層植生における優占種の種名、ニホンジカの嗜好性植物の種名・出現度合い ④地表層の被覆度、土壌浸食の有無 ⑤剥皮・食痕・獣道等のニホンジカの生息痕跡												
調査地点	伊豆地域 10箇所（別紙参照） 富士地域 6箇所（ // ） 富士川以西地域 8箇所（ // ）												
調査規模	20m×20m／地点												
調査時期	7月～9月												
その他	・下層植生の植被ランクは以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ランク</th> <th style="text-align: center;">下層植生の植被率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">75%以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">50～75%未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">25～50%未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">1～25%未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">E</td> <td style="text-align: center;">～1%未満</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	下層植生の植被率	A	75%以上	B	50～75%未満	C	25～50%未満	D	1～25%未満	E	～1%未満
ランク	下層植生の植被率												
A	75%以上												
B	50～75%未満												
C	25～50%未満												
D	1～25%未満												
E	～1%未満												

※ 本調査における用語の定義

下層植生	地上高2m以下の植物
高木・亜高木層	樹高が低木層以上の植物
低木層	樹高2m以下の植物 ササは含めない
草本層	地上高0.5m以下の植物 ササは含めない